

## 合理的配慮の提供に関する対応方法

- (1) 下表のような理由により、受験上の配慮を希望する者は、出願受付開始前に本学大学入試・広報課まで申し出てください。なお、受験上の配慮については、入学者選抜という性格上、全体の公平性が確保できる範囲で行うものとなります。
- (2) 本学から申請内容について確認の連絡をします。その後、配慮申請書類の手続きについて案内をします。事前相談を通じて提供できる合理的配慮を決定します。
- (3) 不測の事態等の場合を除き、出願後の申し出については、特別な配慮ができかねます。また、内容によっては、希望に沿った配慮ができない場合があります。
- (4) 不測の事態等により、出願後に配慮が必要となった場合は、速やかに大学入試・広報課へ連絡をしてください。詳細は各選抜要項で確認してください。

区 分	受験上の配慮の対象となる者
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点字による教育を受けている者</li> <li>・両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>・視力以外の視機能障がい※ が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>・上記以外で解答用紙にマークすることが困難な者</li> <li>・これ以外の視覚障がい者</li> </ul>
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両耳の平均聴力レベルが 60 デシベル以上の者</li> <li>・これ以外の聴覚障がい者</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者</li> <li>・両上肢の機能障がい著しい者</li> <li>・これ以外の肢体不自由者</li> </ul>
病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性の呼吸器、心臓、腎臓疾患等の状態が継続して医療・生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者</li> </ul>
発達障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障がい等のため配慮を必要とする者</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記区分以外の者で特別措置を必要とする者</li> </ul>

※視野狭窄のような視野障がい、明るいとこでもまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障がい、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪（眼振）などが該当します。